OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	日本と中国における西欧進化論の受容 : 加藤弘之の権力国家思想と厳復の「郡道」の理念を中心として
Author(s)	黄, 家華
Citation	年報人間科学. 1999, 20-1, p. 195-210
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/6328
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

日本と中国における西欧進化論の受容

——加藤弘之の権力国家思想と厳復の「群道」の理念を中心として——

黄　家華

〈要旨〉

日本と中国の近代化は、様々な外来文化・思想の受容を伴ったが、なかでも西欧進化論の果たした役割は大きかった。本稿は日本の加藤弘之の権力国家思想と中国の厳復の「群道」の理念の形成を中心にとりあげ、その日中両国の西欧進化論の受容について比較しながら、それぞれ辿った道筋を描く。

西欧進化論の受容には、スペンサーの学説が圧倒的な人気を得たが、但し、日本と中国の両方ともあまりスペンサーに強調された個人主義の部分に興味を示さずに、ただひたすら氏の「適者生存」の普遍進化主義に注目してきた。無論それには厳重な民族危機にさらされていたという大きな原因があったが、その結果として社会ダーウィン主義をして学理の上では反権威主義に、しかし実質的には権威主義を促進したものとならせてしまった。近代において、日本の絶対主義天皇制の確立と自由民権運動の失敗、また中国の戊戌変法運動の混沌さとのちほどの政治改良派の保皇論者への転換等の近代化の実像はまさにそこから映し出されたのである。

キーワード

権力国家思想、「群道」、社会普遍進化論主義、社会有機体、権威主義

初めに

日本と中国の近代化についての研究は、この二十年ほど注目されつつある。そのうち特に中国で莫大な数に上る論文と著作が見られるようになった。だがそれらの議論のほとんどが政治制度の如何の一方に視点を置いており、明治維新と戊戌変法の比較研究においては日中両国の近代化の成否を試みようとしているのが実情であって、それなりの制度構成に役立った外来文化の受容についてはめったに触れてこなかった。もし触れたとしてもごく大雑把なので、その外来文化の受容または変容の様子、そしてどうしてそのように変容したかとの問題にはとうてい答えられなかった。これに対し本論では、もっぱら日本の加藤弘之の権力国家思想と中国の厳復の「群道」の理念の形成を中心として、かつて近代において日中両国に多大な影響をもたらした西欧進化論の受容についての比較を通して、日中両国が辿ったそれぞれ違った道を描こうと思う。特に日本の例として加藤弘之を選ぶのは、氏の権力国家思想が自由民権派に多大な影響を及ぼしたのはもとより、明治絶対主義天皇制の確立にも深く関わったため、それについての分析は日本近代化の行方を明らかにするには欠かせない役割を果たすところにあるからである。又、中国の例として厳復を選ぶのは、社会進化論の理念を初めて中国に紹介したのは彼であり、中国社会文化にその為一つの「ダーウィン主義」の時代が現れたが、氏の「群道」の理念はまた直接中国近代史の中で初めて、そしてほとんど唯一といってもいいほどの政治改良運動であり、その運動の成否によって決定的に中国近代化の進路が決められるほどの重要性をもっていた戊戌変法運動(1)の展開を促したところにある。

本論では二節に分けて論述を進めることにする。まず第一節で縦の方向から日本と中国における西欧進化論の受容の粗筋を概論する。それから第二節で横の方向から加藤弘之と厳復の政治思想の形成とその発展の分析を通して、実例をもって西欧進化論、特に社会進化論が両国で受容され、また変容していく特色を明らかにしたい。

一、概論

進化論は一番最初に東京帝国大学に赴任してきたアメリカ人の教師モース（Morrse Edward Sylvester, 1838年～1925年）によって日本に持ち込まれ、日本の各社会層の人々はそれぞれ異なった側面からその論説を吸収し、利用した。それらはおよそ、東京帝国大学学者の進化論、明治政府の進化論と自由民権派の進化論の三つの方面に分けられ、そのうち東京帝国大学のそれは明治十年代の後半にいたってまったく明治政府の立場と重なっていったのである。

進化論は早くも1875年に日本に伝えられたが、しかし当初は、ただ生物進化論として東京帝国大学のキャンパスのなかでの流行に過ぎず、社会にあまり大きな影響はもたらさなかった。社会で本当に巨大な震動を引き起こしたのは社会進化論のほうであった。明治時

代の前期に日本語訳された洋書のうちで最も比重の大きかったのはスペンサー（Herbert Spencer 1820年－1903年）の著作である。その中でとりわけ松島剛が起こした『社会静学』訳本の『社会平権論』は日本社会にスペンサーブームを起こした。

日本においては、進化論が明治十年代の初めに輸入され、そして明治十年代後半前後に莫大な人気を取ったが、しかし明治二十年代初期に「帝国憲法」が公布される（1889年）と、自由民権運動の失敗につれて、進化論の影響は急速に衰え、そして明治二十年代の後半、日清戦争（1895年）に至ると、進化論はひいて集権政治にもっと便宜となるドイツ国家主義論説に取り替えられて、それまでの近代日本思想界での主導的な地位を失ったのである。(2)

一方、進化論の知識は1870年代に宣教師によって既にホンコンに持ち込まれ、そして戊戌変法運動の発足人の康有為の『西洋書目一覧』からも分かるように、洋務派が軍備増強のため設けた「江寧制造局」が出した日訳洋書の中国語再訳読本の何冊かの中にも出てきている。しかしそれらはすべて生物進化論であったし、自然科学の限定的紹介のうちのついでに触れられたものでもあったので、社会では何も反響を呼び起こさなかった。確乎たる学説として、そして時代の思潮にもなったほど中国に紹介されたのは日清戦争以後のことである。

日清戦争以後、進化論は学説として中国に輸入された。中国知識人たちは遍くこの思潮を受け入れただけでなく、それに対して熱狂に近いほどの崇拝心をも抱いてきた。この現象は戊戌変法、辛亥革命を経て約四十年間も（1895年－1937年）続いた。二十世紀三十年代の中国抗日戦争が勃発した時でさえも国内外で発行された中国語新聞・雑誌には依然として随所に「物競天択、優勝劣敗」の論調が伺えるし、進化論の専門用語は所々に引用され、当時の人の名前にも現れ、またこうした進化論思潮を紹介するさまざまな書物・広告に至ってはなおさらであった。

二、近代化への思想的営為

1、加藤弘之の権力国家思想

加藤弘之（1836年－1916年）は、出石藩士の家に生まれ、初めは江戸幕府に供職したが、間もなく明治維新が起こって、その後建てられた東京帝国大学の総理の職を兼ねながら、明治政府の官職をも歴任してきた。思想家としての氏の思想はかつて日本各社会層に多大な影響をもたらし、特にその権力国家思想は明治絶対主義天皇制の確立に理論的根拠をも提供したのである。本節で筆者はもっぱら加藤弘之の権力国家思想の形成と西欧進化論の受容との問題を中心として論述を試みる。

加藤弘之の国家思想には明治十年代後半からすこぶる転化が見えてきた。それまでの氏の国家思想は、文久元年（1861年）に出した著作『隣草』を嚆矢として、その後次から次へ出し続けてきた一連の著作から見ただけでも分かるように、その立論の根拠は必ずしも

純然ではなかったが、自然法的天賦人権説の比重が大きかった。しかし明治十年代後半から『人権新説』の発表〔明治十五年（1882年）〕を境としてその契約国家論は一気に権力国家論に豹変した。そうなったのは、当時まさに自由民権運動の高揚期にあったこと、そして彼自身の明治官僚学者の地位、いわゆる御用文人の特殊な立場が一因であるが、しかし氏の国家思想の立論根拠のすげ替え、すなわち西欧進化論の受容が、看過してはならない理由としてあげられる。ただし進化論の受容と言っても、実は明治二十年代後半を前後にして、普遍たる社会進化主義説、またその上に社会有機体説をも加味する一つの段階があったので、氏の権力国家思想が体系的に定着するようになったのは、日清戦争の直前のことであった。次に氏の権力国家思想の始動と定着という順序で氏の権力国家思想の形成と西欧進化論の受容との関係を考察してみたい。

まず、前者についてみれば、氏の権力国家思想の始動はまさにそれまで自分の国家思想に見られた天賦人権説を、進化論をもって否定する上に行われた。彼は明治十四年（1882年）自ら自作の『真政大意』〔明治二年（1870）〕及び『国体新論』〔明治八年（1875）〕の絶版の声明を出し、また翌年に後自由民権派との間で激しい論争の火種となった『人権新説』を発表した。そういう意味でも『人権新説』は氏の国家論における権力化への転換点となった。

この期における思想的変化について、自叙伝中に次のような回想を残している。

「……余の四十七才の時、即ち明治十五年に、『人権新説』なる小冊子を著述出版した。是れは余の主義が一変してから初めての著述である。余の主義の一変したといふのは、抑々如何なる訳である乎といふに、余は英国の開化史の大家バックルの著述を読んで、所謂形而上学なるものの、殆ど荒唐無稽なることを初めて知り、もっぱら自然科学に依拠せざれば、何事をも論究する能はざることを感じて、それからダーキンの進化論や、スペンサーや、ヘッケル其他の進化哲学の類を読むことになって、宇宙観、人生観が、全く変化したためである。」(3)

この文章で、彼はその思想的変化を理由づけながら、もっぱら西洋の自然科学的進化主義説に影響されて、遂に新しい宇宙観を採用した経緯を明らかにしている。

明治十五年（1882年）十月に著した『人権新説』で、天賦人権説は妄想主義であるとする批判は、即ち生存競争、優勝劣敗の自然選択説に基づいて行われたのである。このような立場に立っていた加藤は、日本の民権思想を中心とする天賦人権を「一撃ノ下ニ粉砕シ了レリト信ス」と表明すると同時に、国会開設尚早論を持ち出したのである。

また、権利の発生と国家の関係を論じ、権利の発生と優勝劣敗の問題につき、次のように論及している。

「吾人人類ノ権利ナルモノハ素ト只管優勝劣敗ノミノ行ワルルヲ制シテ、社会及ヒ各個人ノ安全ヲ求ムルカ為メニ専制者カ始メテ之ヲ設ケタルモノ」なり。「果シテ然ラハ優勝劣敗ヨリ生スル所ノ患害ヲ除去スルノ術モ亦決シテ他術ニアラス。均シク優勝劣敗ノ作用ニ

出ルモノ」なり。「何トナレハ専制政治者ナル最大優者カ其専制ノ権力ヲ以テ人衆ヲ統一シテ之レカ権利ヲ設ケ、以テ各人ノ互ニ凌辱妨碍スルヲ制スルヲ得タルハ、即大優勝劣敗ノ作用ヲ用ヒテ以テ小優勝劣敗ノ作用ヲ制スルヲ得タルモノニ外ナラサレハナリ。特ニ権利始生ノ時ニ於テ然ルノミナラス、今日文明ノ世ニアリテモ国家ノ大権ヲ以テ各個人ノ権利ヲ保護シ、以テ互ニ凌辱妨碍スルヲ得サラシムル所以ノモノハ、蓋シ全ク大優勝劣敗ノ作用ヲ用ヒテ以テ小優勝劣敗ノ作用ヲ防遏スルニ外ナラサルナリ。優勝劣敗ノ作用ヲ制スルニ均シク優勝劣敗ノ作用ヲ以テス。」(4)

以上のことから、加藤の『人権新説』における国家思想は、西欧進化論の受容で優勝劣敗主義の永久性を認めた権力的国家思想といわなくてはならないのである。但し、ここでの国家主義思想を権力化していく上での論理づけは、単に社会進化の普遍性に拠るものでしかなかったため、未だ体系的な権力国家思想は完成せず、その完成は明治二十年代後半の前後で初めて遂げられたのである。

それから後者についてみれば、当初氏は、権力国家思想の立論の根拠をもっぱら優勝劣敗の社会普遍進化原則の一方だけに置いたので、学理の上でも偏りがあった。『人権新説』が世に出るや、加藤弘之はすぐに自由民権派からさんざん攻撃を受けたが、結局口をつぐまざるを得なかったのもそのためであった。そのうち加藤は西欧進化論を潜心鑽研して、社会普遍進化主義説を社会有機体論と融合し、やっとその利己的権力国家思想体系を完成させたのである。

加藤弘之は明治二十三年（1890年）にドイツ語で『強者の権利の競争』を書き始め、三年後の明治二十六年（1893年）にそれをドイツ語と日本語で発表した。そしてその補遺または付録の様なものとして『道徳法律之進歩』［明治二十七年（1894年）］、『道徳法律進化の理』［明治三十三年（1900年）］、『自然界の矛盾と進化』、『自然と倫理』［大正元年（1912年）］などの一連の著作を出した。これらの著作のいずれもが皆彼の利己的権力国家主義を唱えるものであるが、そのうち『強者の権利の競争』では、社会有機体論に触れてはいたが、論述の視点を主としてなお社会進化主義の原則に置いていたのに対して、『道徳法律之進歩』以後の論述は、スペンサーの学説を多く取り、社会進化主義説と社会有機体論の両方から展開して行く。そして『自然と倫理』の中で、有機体としての国家の究極的な目的を言明するに至り、氏の体系的権力国家思想を完成させたのである。次に、『強者の権利の競争』から『自然と倫理』までの一連の著作の中で、氏の権力国家思想はどのように展開されたかについて明らかにしたい。

まず、強者の権利の概念について、加藤は『強者の権利の競争』の第一章の「天賦ノ権利」の中で、強者の権利とは、ほかならぬ強者の権力であるとして天賦人権説を駁撃し、権利法定説を説いた上で、人類界に生じる（強者ノ権利）については、次のように説く。

「人類界ニ於テモ亦既ニ述ヘタルカ如ク唯一ノ権利アルノミニシテ天賦ノ権利ナルモノハ絶テアラサルナリ如之此強者ノ権利ナルモノハ其実決シテ権利ニアラスシテ全ク権力ニ外ナラサルナリ」(5)

そして強者の権利はどのようにして発生するかという問題につい

て、第二の「強者ノ権利」の中で、生物界における強者の権利の発生理由と、人類界におけるそれとを対比し、次のような説明を与えた。

「吾人人類モ亦萬種ノ生物ト其源ヲ同クスルモノニシテ本来特種ノモノニ非サルカ故ニ萬種ノ生物ト倶ニ同一ノ天則ニ支配セラル、コトナレハ其心身ノ優劣強弱ノ異同ニヨリ常ニ強者ノ権利ノ競争起リテ強者カ遂ニ弱者ニ打勝ツヲ得ルノ天則ハ豪モ生物界ト異ナル所アラサルナリ。」(6)

続いて加藤は、強者の権利を「野蛮未開」のものと文明社会のものの二種類に分け、そして「野蛮未開」社会においては、強者の権利は未だ未発達であり、そこから文明社会に進むにつれて、ますます「高尚優大ナル権力」となり、遂には「強者ノ権利ト自由権トガ全ク同一意」(7)であるとまで解釈する。そして第五章の「治者ト被治者ノ間ニ起ル所ノ強者ノ権利ノ競争並ニ此権利ノ進歩発達」の中で、未だ未発達な国家制度の発生を強者の権利の発生に付して、未開社会から文明社会への移行で、結局「軍陣ノ制度」が「国家ノ制度」を生ずるとしたのである。

それから『道徳法律進化の理』の中で、加藤は有機体説的国家観を展開し、有機体の発展段階を三つに区別した上でこう説明している。

「凡そ有機体即ち生理的個体は三段階に分かる其第一段階は単細胞的有機体第二段階は衆多の単細胞的有機体より組成られたる複細胞的有機体にして吾人が通常植物又は動物と称するものの若干また第三段階有機体は衆多の複細胞的有機体より組成せられたる植物群体及び動物群体にして例へば管水母又は水蛭水母の如きは即ち動物群体なり又蟻若くは蜂の群体の如き其他高等動物及び人の共同的生存即ち社会的生存をなせるもの（人にありては国家的社会又は社会的有機体と云ふ）の如きは生物学は未だ之を第三段階有機体となさずと雖然かも多くの社会学者は国家的社会の有機性を認定して特種の有機体となすに至りたることなれば余は姑く之を第三段階に属して大に進化せるものと仮定せんと欲す」(8)

加藤は「人の共同的生存」をなす実体として第三段階有機体を仮定したのであるが、これこそはほかならぬ国家有機説の源初的説明であった。そして「此三段階の有機個体」は「利他心」を持つと言っても、それを「特に共同的生存の為めに稍利己の変性即ち進化に由て始めて生じ」るものとし、「然かも終始尚利己の本性を保有し居るものなること決して疑ふべからず」としながら、「本来固有の利己心」だけを「純乎的利己心」と称するのである。

かくて加藤は生存競争・自然淘汰説にも言及しながら、この（純乎的利己心の）一元論を展開し、国家有機体説と道徳・法律の関係について、次のように言う。

「国家的社会なるものは決して衆個人の漫に集合生存するものにはあらずして衆個人の有機的に集合生存するもの即ち所謂社会的有機体なれば此社会的有機体の生存の為めの必要手段たる道徳法律は決して集合的個人の安寧を以て最大の目的とすべきにあらず必ず此社会的有機体其者の安寧を以て唯一究極の目的とせざるべからざる

は固より論なきことなり」(9)

果たして、加藤において「社会的有機体又は国家的社会の安寧」という語が第一義的となり得たので、彼の説く国家有機体説も又きわめて権力的目標を指向するものとなった。後年彼が掲げた族父統治主義も、実は君主至上主義と国家至上主義を同一視した上に権力優位主義を重ね合わせることによって、有機体説国家思想の目標に据えるものだった。

加藤は『自然と倫理』の中で、有機体の進化に三段階あり、そして国家はその第三段階に当たる「複細胞体たる人間が組成して居る所の複複細胞体たる国家」であると言い、国家の本質の問題を有機体として理解している。氏は第二十章において、その有機体説見地から、国家の固有性を「吾吾複細胞体たる国家のために尽くすのが即ち吾吾の利己的根本動向を完成する所以であって、それが実に其固有性」であると示唆しながら、「此固有性に従へば国家を組成する吾吾人民たる者は其朝廷に仕事する者と仕事せざる者との別を問わず一に国家のために尽すのを以て畢竟の眼目とすべき筈であると信ずる」と述べた。こうして朝廷と国家の融和説としての族父統治主義が成立し、権力国家思想の目標になった。これについて、加藤は具体的に次のように説明している。

「……吾邦の如く万世一系の帝室を戴く所の所謂族父統治の国にあっては朝廷と国家とは終始相離れず全く融和和一してあるのであるから朝廷に尽すのは即ち国家に尽すのであり国家に尽すのは即ち朝廷に尽すのであるといふ道理になるので忠君愛国とは其語は二にして其意義は全く一であることになるのである」(10)

ここに見られた族父統治国における忠君と愛国の思想の提唱は、君主至上主義と国家至上主義との権力的な結合にほかならない。加藤の体系的な権力国家思想は、ここに完全に確立したのである。

2、厳復思想の「群道」の理念

厳復（1852年－1921年）は、字は幾道であり、号は幼陵であって、福建省侯官（今の福州）の漢方医のもとに生まれた。早年福州船政学堂には入って洋務に触れ始めた。1877年、洋務を深く修めるため、清政府の初代留学生としてイギリスに派遣されたが、任務は海軍知識の習得であった。1879年、二年間たって帰国し福州船政学堂の教習に任命されたが、翌年になるとまた天津水師学堂の総教習の職に転じて、二十年ほど勤めた。イギリス留学中、彼は自然科学を勉強しているうちに西洋政治に強い関心が起き、転じて西洋社会科学知識の修得に力を入れてきた。そのために西洋思想に深い心得を持っていた。日清戦争で中国が惨敗し、国勢の日毎の衰弱に苦しんだ彼は民族危難を覆す方策を西洋に探そうと決心した。戊戌変法の1895年から1898年までの間、彼は、ハックスリーの『進化と倫理』、アダム・スミスの『国富論』、モンテスキューの『法の精神』、スペンサーの『社会学研究』などの著作を相継いで翻訳して、多様な西洋社会政治学を国民に紹介した。その中では『進化と倫理』の訳本『天演論』の影響が最も大きかった。

日清戦争後、西洋諸列強は中国を分割する狂瀾を引き起こしたが、

厳復思想の影響は、まさにこの時期に世間に広がり始めた。このことは明らかに民族危惧の時勢と切り離せない。1895年に厳復は天津の『直報』に「論世変之亟」、「原強」、「救亡決論」、「辟韓」の四本の警世時論を発表した。初めて社会ダーウィン主義の理念が中国に紹介されたのは、ここからである。そのうち、最も重要なのは「原強」であり、ほかの三本は全部その補充であると言ってよい。厳復は「原強」の中で、彼の救国案を全面的に提出した。その提案の中心的モチーフとなったのが即ち「群道」の理念であり、そしてこの「群道」の理念は彼の生涯でも消えることはなかった。そのため厳復思想の本質を把握するためには、彼の思想の中に内包された「群道」の理念の由来と発展の経緯を検討しなければならない。

氏の群道の理念はスペンサー社会有機体論を立論根拠とした。スペンサー思想の特徴には、大まかに言えば、二項目ある。一つは「宇宙的進化観」であり、もう一つは社会有機体（social organism）の概念である。この二つの概念は互いに表裏一体であり、普遍的進化観は自然世界から社会倫理世界に貫かれ、生物有機体論も社会有機体に転用されて、進化論は遂にある種の有機的進化論になった。「原強」の中で、厳復は、ダーウィンとスペンサーの学説によって国家盛衰の所以を解釈しながら、特に「群道」（「群」とは孔子が説いた、群がるという人間の生得的性質のことであり、「道」とは天道つまり人間の意志では変えられぬ節理のことである。―筆者）の理念に焦点を合わせて人間が競争のもとにおいて「合群」（群がるということ。―筆者）の作用と価値に一貫して注目し強調してきた。その理由として彼は次のように述べた。

「物競というのは、物の種がその自存を争うことであり、天択というのは、（天道が）その適宜の物種を保存することである。言うのは、民と物が共にこの世で雑然と生存し、共に天地自然の利を食らうのである。然れとも接触・関係づけの期間に、民や物の何れにしろ皆それぞれ自存のため争い合う。その初めに、種と種が争い合うが、その少しの進みに伴って、群と群が争い合い始める。弱者は常に強者の肉となり、愚かなものは常に上智のものに使役させられる。」(11)

彼はさらに次のようにスペンサーの社会進化論を説明した。

「（スペンサーは）天演の術をもとにして大いに人倫治化の事を論述して、彼の学説を「群学」と称する。というのはそれはまるで荀卿（荀子のこと―筆者）が言われたような、人間にして禽獣より貴ぶのは群がることができるというところがあるからである。その国民同士の相互扶養、物事を変える、功用を立てるなどは無論、刑政禮楽のような大きな方面を按じても、依然として群がることができるという天性から生まれたものである。」(12)

こうして厳復は「社会学」（sociology）を「群学」と称し、「蓋し群とは人間の積み重ねなり」と考え、また人倫社会での個人進化と社会進化の法則について論述を展開し始めた。彼はスペンサーの学説をもとにして、「社会有機体」（social organism）を「生物有機体」に例えて、次のように述べた。

「一群の構造はその体用・功用において一つの生物体と異なりな

く、形の大きさには殊に異なるが、しかし器官には準ずる。我が一つの体の形成を知れば、群の成立の所以をも知ることができるわけであり、同じく寿命の永遠を知れば、国脈の長久を知ることができるわけである。形体と精神は互いに補完し合い、一群がりの中で力と徳は互いに相互前提となって、体には自由を貴び、国には自主を貴ぶのである。体と群がりがこんなに似ているのは、ほかなく両方ともみな器官を備えているにすぎない為である。もって、学問のことにおいて群学を要とするのである。群学のことを明らかにさせてからこそ、初めて治乱勝衰の所以を知ることができ、また修斉治平の功用を納められるのである。」[13]

こういう有機体論の立場から、個人と社会・国家との関係について、厳復はスペンサーの社会「総体」(aggregate)の性格は「単位」(unite)或いは個人細胞の性格に依るとの見方を演繹した。[14]

厳復はダーウィンとスペンサーの学説を一同に紹介したが、こうして見れば、彼の理論の展開がスペンサーの学説によって進められたことは顕然である。こうした特徴は、彼の名訳の『天演論』の中でもっとはっきりと見られる。1895年、厳復は上で述べた四本の時勢論文を発表した直後、直ちにイギリス人のハックスリー(Thomas Huxley)の『進化と倫理』(Evolution and Ethics)の前半を翻訳し始め、そして1898年に『天演論』のタイトルで正式に出版した。ハックスリーはスペンサーの社会進化論に反対しており、1894年の『進化と倫理』の出版もまさにこのためであったと言ってよい。この講演集の旨は、人類倫理の価値を維持してある種の「進化の倫理」の発生を防止するところにあり、明らかにスペンサーの論点に反対する立場に立っているのである。厳復は、ハックスリーとスペンサーの思想が真っ向から鋭く対立している事実を深く知っていて、訳本『天演論』の序文の中で、この本におけるハックスリーの本音はスペンサーの任天為治(自由放任主義)の末流を直そうとすることであると明言していた。しかし厳訳訳本の全文を考案すれば、ハックスリーの「倫理価値観」よりむしろスペンサーの「社会進化論」を彼が重んじていることが伺える。

厳訳『天演論』の書き方には、二つの特徴がある。一つは、原文の意味は忠実に再現するがその一文字、一文句をそのまま翻訳することはせず、原文の章・節の構成順序に拘わらないが原文の本音を外さず、そして格調高い言葉遣いをするということである。これは彼自ら標榜する「信・達・雅」という翻訳の三原則の具体的な応用である。もう一つは、ほぼ各節ごと或は二・三節ごとに評語(「案語」)を附して、原文の内容に関連して他の学説を紹介し、自己の意見をも加えて原意を批評し、ときに中国の実状に対する感慨を洩らしていることである。

これらの評語を通して、厳復思想の本質に深く触れられるのである。彼は評語の中で常にスペンサーのことを挙げ、彼の学説に「大いに敬服」していて、スペンサーの著作を「欧洲で生民あってより以来この作に匹敵するものはない」[15]、または「輓近の傑作である」[16]といい、「スペンサーの学はこの書(『天演論』)に比してことに進んでいる。」[17]とも述べている。そのため彼は常にスペンサーの

論点でハックスリーの理論を批判しており、最も痛烈な例文は、「制私」（自制すること―筆者）についての批判の一節である。それは次のようである。

「ハックスリーの保群についての議論は、実に至言と言える。然れども所謂群道が人心のお互いに善く通じ合うとの根性によって生ずるということに至っては、因果顛倒の恐れがあることを、また知らねばならない。おそらく人間が散乱から群衆へ入るのは、もともと平安と利益を求めるためであり、その発生は正に禽獣などと同じにすぎなく、初めに意志疎通によってでてきたものではない。群を平安と利益の目差しとする以上、天演とのことは将に群がれる者を存続させて、群がれない者を滅びさせ、群がることに長ける者を存続させ、群がることに長けない者を滅びさせる。群がることに長けるとは何であろうか、意志疎通に長けるとの謂れである。然れども意志疎通に長けるという徳目は、天択（天然取捨）の後の事であり、その初めより即ちそうなったものではない。その初めは意志疎通に長ける者はあるまいか、苛烈な物競によってなくした、見えなくなったのである。ハックスリーはその末をもってその本に合わせた挙げ句、彼はその群についての議論がスペンサーほど厳密でない所以になるわけである。」(18)

こうして見れば、これはむしろ宇宙進化の過程と倫理進化の過程を厳しく区別したハックスリー思想に対する根本的な否定であると言ってよい。しかしながら、厳復はスペンサーの学説に敬服しているのに、そしてまた彼はハックスリーの思想的基盤がスペンサーのものに基本的に反するものであることを知っているのに、なぜ直接スペンサーの学説ではなく、ハックスリーの著作を選んで翻訳したのであろうか。ましてや彼が早年イギリス留学の間はまさにスペンサー流の社会進化論説がイギリス三島で一世を風靡している最中に当たっていたので、道理からすると、ハックスリーの著述よりスペンサーのものを選ぶことはもっと的確であるはずなのだが。その理由として、次の三点が考えられる。

第一点は、『天演論』評語の中で彼が明白に述べている通り、スペンサーの『総合哲学』等の巨作の「論述は数十万字に上って、……その文章は繁多で意味が奥深いので、一遍に訳せない」(19)からである。これが、厳復はイギリス留学の間にスペンサーの学説を吸収しそれに染まったものの、結局それを翻訳しなかった直接の理由である。

第二点は、純自然の淘汰論は中国の伝統的仁道精神に相いれないが、ハックスリーによって唱えられた倫理観は中国の伝統文化思想の基本信仰に比較的近いからである。これはまた厳復がダーウィンの進化論を直接翻訳しなかった理由でもある。

第三点は、これまた最も根本的な理由でもあって、ハックスリーの思想が厳復に強調され続けてきた危機の意識に当たったからである。厳復が、ハックスリーの学説の器を以てスペンサーの物を運び、両者を形式と内容という対にさせたように、矛盾も感じられずに結ばれたその要は、即ち彼の「救亡図存」（危急存亡を覆すこと）を旨とする群道の理念なのである。

以上、厳復が日清戦争以後に発表した「原強」を主としての救亡時論と戊戌変法運動の間に出版されたすこぶる創意の溢れた『天演論』との検討を通して、彼の「救亡図存」を中心とする群道の理念はスペンサーの学説に基づいたものであることを明らかにした。そして、このために厳復思想は権威主義的傾向を持ち始め、彼の政治主張もそれによって日増しに保守的になっていく。次の節でこの問題の検討を試みよう。

3、全体権威主義の傾向

権威主義（Authoritarianism）というのは、ある種の反民主的政治哲学であると同時に、またある種の反民主的政治制度でもある。その立論根拠は大まかに言えばおよそ次の三パターンになる他はない。一つは神権論的であり、もう一つは制度論的であり、さらにもう一つは超人論的であるということである。神権論的権威主義は、君権神授説を主として、どんな法律でも支配者の権力は制限できないとみなすものであり、近代神権論者には帝政時代のロシアのツアーリが挙げられる。又、制度論的権威主義にはヘーゲルの思想が代表として挙げられる。彼の理念での国家は至高無上な存在であり、どんなものでもこの至高権力に従わなくてはならない。そして超人論的権威主義の立論根拠はある個人或いはある一群の人間集団の上に基づている。ある個人或いはある一群の人間集団を超人とみなし、彼或いは彼らは超人的知恵と能力によって政府を運営して、彼或いは彼らの行為と権力はすべて絶対視され、何らの制限も受けてはならない、というものである。

これまで見てきた加藤弘之と厳復の思想展開にはこうした権威主義の傾向は随所に見られる。但し、加藤氏のほうは神権論的でも又制度論的でもあるような、二つのパターンがミックスした様態を見せたのに対して、厳氏のほうは超人論的であった。

加藤氏の権力国家思想の目標となった族父統治主義の提起から分かるように、もし社会有機体説に基づけば国家は個人に対して常に優位に立ってもその首脳に当たるべき天皇は性質的にやはりある種の機関的な存在のはずである。そうならば挿げ替えられることもあり得る。そこで氏はこの天皇機関説を真っ向から反対して、天皇を家父長として「万世一系」の不動な地位にあると訴えて、君主至上主義と国家至上主義との結合を計らった。これに対して厳氏のほうは君権の必要を認めるが固執はしなかった。それは中国古来の「易姓革命論」に由来すると思われるが、それより強調したのはとにかくなんらかの強力な存在である。こうした権威主義的傾向は彼の訳本『社会通詮』（1904年）の訳者序文の中にもっと明らかに現れている。氏はその中で、中国と西洋の段階に沿った社会発展の速さまたは差異を比較して、社会進化論によって、社会発展は「トーテムより始まり宗法へ、また最後に国家へ（の諸段階）に沿わないものなし」と指摘し、西洋社会は既に軍国の段階に入ったが、中国社会では遂にあくまでも宗法の段階を抜けられなかったと言って、大いに困惑し、同時にそのために「世相変遷の軌跡で、そちらにおいて始まり遅く終わり早いが、こちらにおいて始まり早く終わり遅い」と

惜しまずにはいられず、また「この両者の相異の結果づけは……わが群今日の利害につながらぬこともない」ために、「何回も筆を投げ置き長い溜息をついて、速い足取りで室を歩き廻る」ようにもなった。このような歴史観ならば、その中に権威主義の思想が潜んでいても否められないことであって、それは、軍国社会で「外競内治」のために各民族国家においてある種の強権的政治体制が必要になるわけである。

当然ながら、こういう権威主義の傾向は何も加藤と厳復だけに限らず、当時西欧進化論の受容に普遍に見られた光景である。次に、それについて見てみよう。

明治二十二年（1889年）に「明治憲法」即ち「大日本帝国憲法」と「教育勅語」の公布は、自由民権運動の失敗を意味している。明治絶対主義天皇制のシステムはこの時点で完成されると同時に、自由民権家たちも相継いで国権主義の陣営に荷担し始め、思想または行動の上で程度こそ違え後退の兆しが見られてきた。失敗となる原因はどこにあったのだろうか。「十四年事件」以来、明治絶対主義政府が自由民権運動に対して実施した一連の高圧政策[20]はもとよりであるが、しかしただこれだけによって、かつて自由民権運動中に非常に流行った「自由」、「権利」の観念の、明治憲法公布の直後における急速な衰えを釈明し尽くすことはできない。そのため、ここでまた自由民権家たち自身の思想の内部から問題の解答を求めなければならない。

自由民権派について言えば、彼らの民権思想はスペンサー学説の影響で普遍的に集団権威主義の傾向を抱えたが、こういう傾向はわずかな誘導を受けただけで国権主義に転倒させられる恐れがある。例えば、植木枝盛の場合、彼は自由党の権威的理論家としてもやはり明らかな後退とみられる行為を見せてきたが、平民主義を掲げた民権宣伝家の徳富蘇峰の場合、後でさらに国権主義論の中堅的人物にもなった。そこで民権派における権威主義の傾向は、決して断片的、孤立的な現れではなく、ごく普遍的な現象であると言ってよい。こういう傾向はまた自由民権派に完全なる基本的人権観念をも欠かせてきた。もちろん自由民権派は、彼らが唱えてきたその「天賦人権説」の中でも人権の理念を強調し、そしてかつてこの真理の不可侵性を維持するために御用学者と激しく論争をもしたが、しかし彼らの人権観には西欧の基本的人権観と違うところがあった。それは、彼らが常に現実の立場からして人権観を参政権の一か所に集約して、個人権利の価値には目を据えなかったという点にある。これは自由民権運動中で生じた私擬憲法法案を覗いてみただけでも汲み取ることができる。家永三郎等の整理または研究によると、四十二本の憲法法案は皆主権帰属の問題について種々多様な構想を設けたが、しかし基本人権について解釈した上でそれを法律で絶対保護されるべきものであるとしたのは、ただ同じ系統に属する『植木法案』と『立志社法案』の二本にすぎない。[21]

同じ欠陥は中国の政治改良派の身にもついていた。厳復と「ハックスリーとダーウィンのような関係」（胡適氏の言葉）であった改良派」の中堅の梁啓超は戊戌変法失敗以降日本に逃亡して、そこでス

ペンサーの社会有機体論を含めるいろんな学説を吸収して、彼の君主立憲国家論を表現する重要な論文「新民説」（1902―1905）を発表した。その中の「論権利思想」の一節で、梁は国家を大きな木に、権利思想をその木の根にした譬えを用いて立法権の奪い取りを権利思想の第一要義として説いた。また「論自由」の一節で「奴隷の反対」である「自由」は、政治・宗教・民族・経済の四方面を含み、それに関して六つの難問を抱えると説明しながら、当面の「中国で最も緊急なものは、ただ第二の参政権問題と第五の民族建国の問題だけであるにすぎない」[22]、自由というものは即ち「団体の自由であり、個人の自由ではなくて」、「文明の時代において団体の自由は強まりつつあるが、個人の自由は減るいっぽうである」[23]と述べた。

紛れもなく梁啓超のいわゆる自由権利が目差したのは、単なる「参政権の問題」にあり、基本人権説ではない。その「自由」は「団体の自由」であり、「個人の自由」ではない。もって梁において、個人の自由は団体の自由に従属し、そしてそれに覆われて自由独立性をも失ってしまったのである。その後擡頭しつつあった国内革命派の論争の激化に伴って、君主立憲国家論は開明専制国家論に取り替えられて、自分も完全に維新改良派から保皇派になったわけである。いくら彼は当代光緒皇帝に維新の色を塗り付けても、結局国民の大衆を変革の主体とはしなかったので、集権専制に転じる恐れがあるのは変わらない。

以上の考察で、日本にしろ中国にしろ広い範囲にわたる知識人層の言論思想に権威主義の傾向を内包させたのは紛れもなくスペンサー学説であることを明らかにしたが、しかしそれはまた氏の学説に対しての誤解に基づいたものであると言わなくてはならない。

スペンサーの社会ダーウィン主義の学説が十九世紀のイギリスで一世風靡し、当時のイギリス哲学学界をも左右した所以をよく考慮すれば、その最も大きな原因は、この学説が、歴史上、十九世紀七十年代から始まるイギリス資本主義の自由主義競争段階から帝国主義段階へ過渡する動きに順応したことであることがわかる。（スペンサーの著作の出版はほぼ全部1870年代以後のことである。）

ところでスペンサーは根本的に民族国家主義が嫌いであった。イギリス内部で延び続けている帝国主義の勢いに彼は嫌悪感を抱いていたし、彼の思想からも個人自由の価値は民族国家の富強を目差すところにあるとの理念は絶対に見出せない。スペンサーにおいてイギリスが強くて力を持つ原動力は権威主義にはなく、個人主義にある。スペンサーは、最も詳しく社会有機体論について論述を展開していた『社会学原理』（Principles of sociology）第一巻第二部の第二章の中で、社会有機体と生物有機体を比較し、この両者の類似点の説明した後、両者の決定的な相違として次のように指摘した。

「個体有機体では、意識は集合体の小部分に集中されるが、社会有機体では、集合体に分散され、すべての単位が同じ程度ではないが、類似した程度で幸不幸を感じる能力も持っている。従って、社会の感覚中枢はなく、諸単位の幸福と別個に考えられた集合体の幸福はない。社会はその成員の利益のために存在するのであって、成

員が社会の利益のために存在するのではない。」

では、氏の学説に対しての誤解は又どこからきたのであろうか。実はこの歪つな見方の発生は、作者のスペンサーと読者が置かれたそれぞれ異なっている当時の社会状況に基づいているのである。

スペンサーが生きていた時代―ヴィクトリア時代中期―は、イギリスが最も繁栄していた時期であり、当時のインテリゲンチャの意識には楽観的な進歩観念が溢れていた。中産階級と大部分の知識人にとって、あらゆる進歩は皆個人の節倹と努力、また新しく発明された機器の生産によって達成されるものとされ、最も良い政府とは最も制限の少ない政府であると考えられていた。こういう環境はスペンサーに、社会の源は個人主義と功利主義にあり、そして社会は個人の目的を実現するための道具であると考えさせた。これに対して、社会進化論が日本に輸入されたその時、日本はまだ完全な独立は勝ち取っていなかったし、国内も不穏な状況にあった。中国の場合、正に帝国主義列強が中国を分割する狂瀾を引き起こしている最中であった。そこでスペンサー学説における個人主義についての論述の部分には滅多に関心を示さずに、適者生存の普遍進化主義説には大いに情熱を注いだのである。そのため、それが往々にして権威主義的な方向に誤解され、日本の場合、ひいては天皇専制権力を押し進めることによって対外侵略のファシストにまでならしめた。そして、またまさにこの為に、社会ダーウィン主義をして学理の上では反権威主義に、しかし実質的には権威主義を促進したものとならせてしまった。これについて、伊藤秀一はかつて詳しく論述したことがある。(24)

終わりに

以上、加藤弘之の権力国家思想と厳復の群体意識を中心として近代における日中両国の西欧進化論の受容について見てきたが、次に、その受容に見られた同異点だけをまとめて本論を締めくくりたい。

まず共通点について言えば、一つに、目的の一致がある。両方とも自国が臨んでいる自立、存亡に関わる危機を解決するために、言い換えれば、近代化を図って進化論を取り入れようとしたのである。また、両方ともあまりスペンサーに強調された個人主義の部分に興味を示さずに、ただひたすらスペンサーの「適者生存」の普遍進化主義に向いていた。そしてこのようなスペンサー流社会進化論に対する誤解によって、権威主義の傾向を促した。

それから相違点について言えば、一つに、進化論の把握が全面的に為されたか或いは部分的に為されたかという差異が見られる。日本においては、進化論著作の翻訳はそのまま原文に忠実に訳されたものが多かったし、社会層がそれに対して、社会有機体概念と社会普遍進化原理の両方から吸収していった。これに対して中国においては、進化論著作の翻訳にはたいてい自分なりの評語がつけられ、即ち自分の論理展開に都合の良い材料を見付けるために原文を断片的に抜粋したもののほうが多く、それに対する社会層も、社会普遍進化原理の一方からのみ吸収していった。そしてまた、民権論展開

の軌跡から見たように、進化論の影響には時間的に長短の差異が見られる。

以上の共通点または相違点は、皆日本と中国のそれぞれ異なった風土性と歴史性に由来している。即ち、風土性と歴史性は文化受容の「土壌」・「器」として、異文化の受容または自文化の変容を規制している。それについての解釈は別紙に譲りたい。

注

(1) 日清戦争の直後、康有為、梁啓超などの知識人は、光緒皇帝を策動し、政治改良を旨とする維新運動を繰り広げた。1898年（戊戌）6月に光緒皇帝は一連の政治・経済・軍事諸方面にわたる維新政策を公表した。しかし三ヶ月後、西太後を始めとする保守派はクーデターを起こして、光緒皇帝を軟禁し、維新人士を殺戮し、維新政策を完全に廃止した。そのために戊戌変法は三ヶ月あまりで終焉となった。歴史上、今回の政治改良運動を戊戌変法運動と呼ぶ。

(2) 宮川透「近代日本における西欧思想の受容過程の考察」p.225 の部分を参考のこと。『東洋文化研究所紀要』第十四冊、東京大学、東洋文化研究所出所。昭和33年3月。

(3) 加藤弘之『加藤弘之自叙伝』東京　大空社、1991年、p.47.

(4) 加藤弘之『人権新説』、『明治文化全集』第二巻、東京日本評論社、昭和50年、明治文化研究会編集、pp.375－376.

(5) 加藤弘之『強者の権利の競争』哲学書院、明治二十六年、p.27.

(6) 同書、p.29-30.

(7) 同書、p.47.

(8) 加藤弘之『道徳法律進化の理』東京博文館、明治三十六年、pp. 1-2.

(9) 同書、p.214.

(10) 加藤弘之『自然と倫理』実業之日本社、大正元年、p. 138.

(11) 「原強」、中国歴史学会主編、中国近代史資料叢書『戊戌変法』Ⅲ、p.41.

(12) 同書、p.42.

(13) 同書、p.43.

(14) 同書、p.43-44. その論述は、スペンサーの『社会学研究（The Study of Sociology）』の第一部第一章で使われていた煉瓦と塀、結晶と鉱物、細胞と動植物との比喩の直接の引用であるほかはない。その例えを後年に『社会学研究』の訳本『群学肄言』（1903年）p.23（商務印書館、1973年）と対照して見れば明らかにできる。

(15) 『天演論』巻上、導言一「察変」案語

(16) 同書、「訳天演論自序」

(17) 梁啓超「与厳幼陵先生書」、『飲氷室合集・文集』第一冊、第一巻

(18) 『天演論』、巻二、導言十三「制私」案語

(19) 同書、巻上、導言二、「広義」案語

(20) 明治政府は、明治十五年（1882年）に民権派政党の相次ぐ創立に際して、「集会条例」及び「新聞紙条例」を公布し、明治十七年（1884年）に自由党左派によって引き起こされた諸激化事件（群馬事件、加波山事件、秩父事件）に鎮圧を発動し、また明治二十年（1887年）に大同団結運動に「保安条例」を公布した。

(21) 家永三郎、松永昌三、江村栄一編集の『明治前期の憲法構想』（1967年、福村出版社）を参照のこと。

(22) 『飲氷室合集・専集』第三冊、第四巻に収録。

(23) 同書、同冊、同巻（下線は筆者が加えた。）

(24) 伊藤秀一「近代の日本と中国における西欧進化論の受容と展開」中国近代思想史会会報、第三八期（1964年6月）、pp.286-293

The Acceptance of Western evolutionism in Japan and China
Through the prism of Hiroyuki Kato's idea of power state and Yan Fu's idea of "Qundao"

Jiahua HUANG

The modernization in Japan and in China was not accomplished without the acceptance of various foreign cultures and ideas .Especially the role of the western evolutionism cannot be ignored.This paper aims to show the passages of the acceptance of western evolutionism in Japan and China through the comparative perspectives of Japanese Scholar, Hiroyuki kato's idea of power state and Chinese intellectual,Yan Fu's idea of the "Qundao".

Theory of 19th century evolutionist Herbert Spencer had a strong presence in the acceptance of western evolutionism. Not the part of individualism in his assertion attracted Japan and China. This tendency to universal evolutionism reconciled itself to the fact that both states were faced with serious nationalistic crisis at that time. Theoretically anti-authoritarianism induced by social Darwinism, but in practice which propelled authoritarianism. It is this perspective which reflects the real images of Modernization, i.e. the chaotic situations like the establishment of absolutism by Emperor, the fail of democratic movement in Meji ere, Chinese Wuxu political revolution movement in 1898, and the ideological change of the political revolution to the absolutists.

Key words

Power state, "Qundao", social universal evolutionism, social organism, authoritarianism